平成２４年（フ）第４６８号
大分市新栄町17番15号　浜田コーポ207
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４８号
埼玉県深谷市上柴町西６丁目９番地14　フジパレス深谷壱番館103号、旧住所埼玉県深谷市人見1525番地２
債務者　鈴木　路子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４８号
愛媛県新居浜市久保田町３丁目５番９号、前住所愛媛県新居浜市庄内町２丁目６番43号
債務者　小松恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５３号
宮崎県日南市吾田東７丁目７番17号
債務者　宮川　里織
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
宮崎県日南市岩崎３丁目18番６号
債務者　久黒　　広
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
山口市小郡下郷2108番地　３号、前住所山口市宮島町２番12号
債務者　豊田　恵美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
埼玉県東松山市大字田木802番地　田木ハイム201、前住所埼玉県東松山市元宿２丁目19番地４　プログレス高坂202
債務者　宮入　一郎
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１４１３号
東京都町田市南大谷1139―20
破産者　高田伸晃こと　申　　伸晃
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４１４号
奈良県吉野郡吉野町上市1800、住民票上の住所東京都世田谷区鎌田４丁目16―19
破産者　奥村　佳和
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７２６号
神奈川県小田原市蓮正寺749―６、開始決定時の住所神奈川県平塚市出縄217―24
破産者　金子　俊英
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４６１号
東京都豊島区西池袋５丁目21―23―202　第二三笠マンション
破産者　阿部　喜章
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４６２号
東京都板橋区前野町６丁目37―７―301
破産者　萩原　千晶（旧姓森口）
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４６５号
神奈川県川崎市宮前区東有馬１丁目８―９―102、開始決定時の住所東京都世田谷区大蔵６丁目８―20
破産者　中里　純子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５２８号
東京都世田谷区祖師谷１丁目25―19
破産者　藤田　淳志
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５３１号
神奈川県横浜市西区戸部町４丁目127―１―401
破産者　湯浅　一行
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５４９号
東京都墨田区太平４丁目２―１―210
破産者　菅野　靖弘
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５５０号
東京都墨田区太平４丁目２―１―210
破産者　菅野眞智子
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６０２号
埼玉県和光市白子２丁目28―15―202
破産者　本橋　利行
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６２８号
神奈川県川崎市多摩区登戸1069―25―102
破産者　浪川　　広
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６５９号
東京都港区三田５丁目８―８―205
破産者　有賀　紋子
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部